

令和4年10月25日

特定生産緑地（中野区）の指定

中野区長 酒井直人

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
22-1	中野区上鷺宮四丁目地内	約 3,920 m ²	令和14年(2032年) 11月5日
22-2	中野区上鷺宮二丁目地内	約 1,360 m ²	
22-3	中野区上鷺宮二丁目地内	約 880 m ²	
22-4	中野区鷺宮六丁目地内	約 550 m ²	
22-5	中野区大和町四丁目地内	約 3,100 m ²	
23-1	中野区上鷺宮五丁目地内	約 1,190 m ²	令和15年(2033年) 10月18日

「区域は指定図表示のとおり」